

第 6 4 号議案

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

中野西自転車駐車場を廃止し、並びに囲町自転車駐車場及び東中野東自転車駐車場を新設するとともに、指定管理者の管理の基準及び業務の範囲並びに利用料金等について規定を整備する必要がある。

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

中野区自転車駐車場条例（昭和 6 1 年中野区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 1 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び同条に規定する普通自動二輪車をいう。
- (4) 車両 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 3 条の 2 区長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 3 条の 3 指定管理者は、区長が指定する駐車場について次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること（区長の権限に属するものを除く。）。
- (2) 次条第 1 項ただし書の規定による利用に関すること。

- (3) 第6条第1項に規定する登録の承認に関すること。
- (4) 第9条の4において準用する第7条第1項ただし書の規定により利用料金を免除すること。
- (5) 第9条の4において準用する第9条ただし書の規定により利用料金を還付すること。
- (6) 第9条の4において準用する第9条の3第1項の規定により休場日及び利用時間を定めること。
- (7) 第10条の規定により第6条第1項に規定する登録又は利用の制限をすること。
- (8) 第11条の規定により第6条第1項に規定する登録を取り消し、又は利用を停止すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

第4条第1項中「自転車」を「車両」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項ただし書中「区長」の次に「（指定管理者が管理する駐車場にあつては、指定管理者。第6条第1項、第10条及び第11条において同じ。）」を加え、「者は」を「者については」に改め、同条第2項中「有料制駐車場の1日を単位とする利用（以下「1日利用」という。）」を「次条第1項第1号に規定する1日利用及び同号に規定する時間利用」に、「を適用しない」を「は、適用しない」に改める。

第5条第1項中「形態は、」の次に「次の各号に掲げる」を加え、「それぞれ次の」を「当該」に改め、同項第1号中「の利用」を削り、「の規定による」を「に規定する」に、「及び1日利用」を「、1日を単位とする利用（以下「1日利用」という。）及び時間を単位とする利用（以下「時間利用」という。）」に改め、同項第2号中「の利用に」を「に」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項中「をすることができる有料制駐車場及び1日利用」を「、1

日利用及び時間利用」に、「規則で」を「区長が別に」に改める。

第6条第1項中「有料制駐車場の定期利用」を「区長が管理する有料制駐車場の定期利用」に改め、「及び」の次に「区長が管理する」を加える。

第7条第1項中「より」の次に「区長が管理する駐車場に係る」を加え、「有料制自転車駐車場」を「有料制駐車場」に改め、「（以下の項において「登録者」という。）」及び「に係る登録者」を削り、「、その」を「その」に、「相当する」を「応じた」に、「、利用」を「利用」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定により」を加え、同条に次の1項を加える。

4 有料制駐車場の時間利用をした者は、利用の後、その時間数に応じた時間利用の利用料を納付しなければならない。

第9条を次のように改める。

（利用料等の不還付）

第9条 既納の利用料及び登録料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第9条の次に次の3条を加える。

（利用料金）

第9条の2 指定管理者は、その管理する有料制駐車場にあつては別表第2利用料の額の項に、登録制駐車場にあつては同表登録料の額の項に定める額を限度として利用料金を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。

2 指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

（休場日等）

第9条の3 区長は、駐車場の管理上必要と認めるときは、その管理する駐車場の休場日及び利用時間を定めることができる。

2 次条の規定による読替え後の前項の規定により指定管理者が休場日及び利用時間を定めるときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(準用)

第9条の4 第7条、第9条及び前条第1項の規定は、指定管理者が駐車場の管理を行う場合について準用する。この場合において、第7条の見出し及び第9条の見出し中「利用料等」とあり、第7条第2項中「利用料又は登録料」とあり、同条第3項及び第4項中「利用料」とあり、並びに第9条中「利用料及び登録料」とあるのは「利用料金」と、第7条第1項、第9条ただし書及び前条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第1項中「利用料を」とあるのは「当該駐車場の利用についての利用料金を」と、「あつては登録料」とあるのは「あつては当該駐車場に係る登録についての利用料金」と、同項ただし書中「当該利用料又は登録料」とあるのは「これらの利用料金」と、前条第1項中「駐車場の管理上必要と認めるときは、その」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

第10条中「一に」を「いずれかに」に、「登録又は」を「その管理する駐車場に係る登録又は当該」に改め、同条第1号中「登録」を「当該登録」に改め、「又は」の次に「当該」を加え、「、区長が定める当該駐車場における車両の収容定数」を「車両を収容することができる台数」に改め、同条第2号中「その他、」を「前号に掲げるもののほか、当該」に改める。

第11条中「登録者（」を「その管理する駐車場について」に改め、「をいう。）」を削り、「場合は、」及び「、又は」の次に「当該」

を加え、同条第3号中「駐車場」を「当該駐車場」に、「自転車」を「車両」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか」に改め、「区長が」の次に「当該」を加える。

第12条の見出しを「（遵守事項）」に改め、同条第1項中「で次」を「においては、次」に改め、同項第1号中「設備をき損し」を「施設又は設備を毀損し」に改め、同項第3号中「発生させ、又は」を「発生させる行為、」に、「など」を「行為その他」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「あたる」を「当たる」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項」を「前項各号」に改める。

第13条第1項第2号中「登録料」の次に「（指定管理者が管理する駐車場にあつては、利用料金）」を加え、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか」に、「の規定に基づき区長が定める利用の」を「に規定する」に改め、同条第3項中「その者」を「当該所有者等」に改め、同条第4項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第18条を削る。

第19条中「転貸しては」を「貸与しては」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（秘密保持義務等）

第19条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者（以下「従事者等」という。）は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

別表第 1 有料制駐車場の項中「中野西自転車駐車場」を「囲町自転車駐車場」に、「中野区中野四丁目 1 4 番」を「中野区中野四丁目 1 5 番 1 号及び中野区中野四丁目 1 6 番 1 号」に改め、同表登録制駐車

場の項中	「	中野富士見町自転車	中野区弥生町五丁目
		駐車場	1 7 号

2 3 番	を	中野富士見町自転車	中野区弥生町五
		駐車場	2 3 番 1 7 号
」		東中野東自転車駐車	中野区東中野五
		場	3 番先

丁目	に改める。
丁目	
」	

別表第 2 を次のように改める。
別表第 2（第 8 条、第 9 条の 2 関係）

区分			自転車	原動機付自転車及び自動二輪車
利用料 の額	定期 利用	1 か月利用	1 台につき 2 , 5 0 0 円	—
		3 か月利用	1 台につき 7 , 5 0 0 円	
	1 日利用		1 台につき 2 0 0 円	1 台につき 4 0 0 円
	時間利用		1 台につき 1 時間 当たり 5 0 円	1 台につき 1 時間 当たり 1 0 0 円

登録料の額	1 台につき 1 2 , 0 0 0 円	—
-------	-------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の次に 1 条を加える改正規定、第 4 条第 1 項の改正規定（「自転車」を「車両」に改める部分に限る。）、第 1 1 条第 3 号の改正規定（「自転車」を「車両」に改める部分に限る。）、第 1 2 条の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定 公布の日

- (2) 別表第 1 有料制駐車場の項の改正規定 令和 8 年 6 月 1 日

(準備行為)

- 2 改正後の別表第 1 に掲げる登録制駐車場のうち東中野東自転車駐車場の利用に係る中野区自転車駐車場条例第 6 条の規定による利用資格の登録（以下「登録」という。）の承認、同条例第 7 条第 1 項の規定による登録料の納付及び免除、同条例第 1 0 条の規定による登録の制限、同条例第 1 1 条の規定による登録の取消しその他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 改正後の別表第 1 に掲げる有料制駐車場のうち囲町自転車駐車場の利用に係る中野区自転車駐車場条例第 6 条の規定による登録の承認、同条例第 7 条第 1 項の規定による利用料の納付及び免除、同条例第 1 0 条の規定による登録の制限、同条例第 1 1 条の規定による登録の取消しその他必要な行為は、附則第 1 項第 2 号に規定する改正規定の施行の日前においても行うことができる。